

(別紙1)
ア 農用地区域からの除外

単位：㎡

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位置	現況 地目	用途区分	面積	変更後の土地利用計画					変更 後の 農地区分	理 由
						公共 用地	山林 原野	工場 敷地	宅地	その他		
①	C	呉市倉橋町字片平山9055-4	田	田	5.93	5.93					2	河川改良事業用地（法第10条第4項） 河川改良事業用地として利用するため除外。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。
①	C	呉市倉橋町字片平山9055-5	田	田	6.92	6.92					2	
①	C	呉市倉橋町字片平山9056-2	畑	畑	29.00	29.00					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9078-5	田	田	8.85	8.85					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9078-6	田	田	3.08	3.08					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9079-4	田	田	23.00	23.00					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9089-4	田	田	97.00	97.00					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9091-2	田	田	15.00	15.00					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9093-6	田	田	8.65	8.65					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9095-4	田	田	26.00	26.00					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9095-5	田	田	6.67	6.67					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9095-6	田	田	4.99	4.99					2	
②	C	呉市倉橋町字黒岩9095-7	田	田	0.10	0.10					2	
③	C	呉市倉橋町字水越9108-8	田	田	97.00	97.00					2	
③	C	呉市倉橋町字水越9114-8	田	田	14.00	14.00					2	
③	C	呉市倉橋町字水越9114-9	田	田	23.00	23.00					2	
③	C	呉市倉橋町字水越9114-10	田	田	17.00	17.00					2	
③	C	呉市倉橋町字水越9114-11	田	田	6.02	6.02					2	
④	F	呉市安浦町大字内平字反り448-2	田	田	170.00	170.00					2	
④	F	呉市安浦町大字内平字反り449-3	田	田	135.00	135.00					2	
④	F	呉市安浦町大字内平字反り452-1	田	田	121.00	121.00					2	
⑤	F	呉市安浦町大字原畑字長通255-2	田	田	5.39	5.39					2	
⑤	F	呉市安浦町大字原畑字長通255-3	田	田	1.30	1.30					2	
⑤	F	呉市安浦町大字原畑字長通260-3	田	田	113.00	113.00					2	
⑤	F	呉市安浦町大字原畑字長通262-4	田	田	103.00	103.00					2	
⑤	F	呉市安浦町大字原畑字長通263-3	田	田	23.00	23.00					2	
⑤	F	呉市安浦町大字原畑字長通263-4	田	田	1.47	1.47					2	
⑤	F	呉市安浦町大字原畑字長通286-1	田	田	31.00	31.00					2	

⑥	F	呉市安浦町大字内平字渋1-2	田	田	372.00	372.00					2	
⑥	F	呉市安浦町大字内平字渋2-2	田	田	92.00	92.00					2	
⑥	F	呉市安浦町大字内平字渋3-2	田	田	144.00	144.00					2	
⑥	F	呉市安浦町大字内平字渋4-2	田	田	145.00	145.00					2	
⑥	F	呉市安浦町大字内平字渋6-2	田	田	80.00	80.00					2	
⑥	F	呉市安浦町大字内平字渋7-2	田	田	73.00	73.00					2	
⑦	E	呉市蒲刈町向字八ツ子3665	山林	畑	1,012.00					1,012.00	2	飲食店、宿泊施設、資材置場及び駐車場（法第13条第2項） 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。 農地台帳により代替える土地が無いこと確認済み。
⑧	F	呉市安浦町大字女子畑字寺迫2149	田	田	165.00					165.00	2	太陽光発電装置設置用地（法第13条第2項） 太陽光発電装置設置用地とするため除外。該当土地については代替える土地が無いことを名寄帳等で確認済みであり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。
⑧	F	呉市安浦町大字女子畑字寺迫2150	田	田	426.00					426.00	2	
⑧	F	呉市安浦町大字女子畑字寺迫2151-1	田	田	303.00					303.00	2	
⑧	F	呉市安浦町大字女子畑字寺迫2152-1	田	田	202.00					202.00	2	
⑨	F	呉市安浦町大字女子畑字寺迫2138	田	田	457.00					457.00	2	
⑨	F	呉市安浦町大字女子畑字寺迫2139-1	田	田	614.00					614.00	2	
⑩	F	呉市安浦町大字女子畑字堂之畝685	田	田	425.00					425.00	2	
⑩	F	呉市安浦町大字女子畑字堂之畝686	田	田	395.00					395.00	2	
⑩	F	呉市安浦町大字女子畑字堂之畝687	田	田	870.00					870.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1840	田	田	203.00					203.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1841	田	田	634.00					634.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1842	田	田	266.00					266.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1843	田	田	213.00					213.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1844	田	田	327.00					327.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1845	田	田	397.00					397.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1846	田	田	280.00					280.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1847	田	田	217.00					217.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1851-1	田	田	574.00					574.00	2	
⑪	F	呉市安浦町大字女子畑字竹之鼻1851-2	田	田	138.00					138.00	2	
⑫	F	呉市安浦町大字女子畑字梶谷581-1	畑	畑	49.00					49.00	2	資材置場（法第13条第2項） 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。 農地台帳により代替える土地が無いこと確認済み。

⑫	F	呉市安浦町大字女子畑字梶谷582-1	田	田	1,213.00					1,213.00	2	太陽光発電装置設置用地（法第13条第2項） 太陽光発電装置設置用地とするため除外。該当土地については代替える土地が無いことを名寄帳等で確認済みであり，周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また，土地改良事業は施工しておらず，法第13条第2項の要件をすべて満たす。		
⑫	F	呉市安浦町大字女子畑字梶谷585	田	田	897.00					897.00	2			
⑫	F	呉市安浦町大字女子畑字梶谷586	田	田	1,008.00					1,008.00	2			
⑫	F	呉市安浦町大字女子畑字梶谷587-1	田	田	453.00					453.00	2			
⑫	F	呉市安浦町大字女子畑字梶谷589	田	田	485.00					485.00	2			
⑫	F	呉市安浦町大字女子畑字梶谷590	田	田	583.00					583.00	2			
⑬	F	呉市安浦町大字女子畑字堂之畝702	田	田	938.00					938.00	2			
⑬	F	呉市安浦町大字女子畑字堂之畝756-1	田	田	753.00					753.00	2			
⑭	F	呉市安浦町大字女子畑字平畑802-1	田	田	612.00					612.00	2			
⑭	F	呉市安浦町大字女子畑字平畑803-1	田	田	615.00					615.00	2			
⑭	F	呉市安浦町大字女子畑字平畑805	田	田	506.00					506.00	2			
⑭	F	呉市安浦町大字女子畑字平畑807	田	田	756.00					756.00	2			
⑭	F	呉市安浦町大字女子畑字平畑878	田	田	706.00					706.00	2			
		合計			19,694.37	2,002.37	0.00	0.00	0.00	17,692.00				
合 計				農地	<u>（ ）</u> 19,694.37	<u>（ ）</u> 2,002.37	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 17,692.00	理由別面積			
				田	<u>（ ）</u> 18,604.37	<u>（ ）</u> 1,973.37	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 16,631.00	市街化区域等	<u>（ ）</u>	林業計画	<u>（ ）</u>
				畑	<u>（ ）</u> 1,090.00	<u>（ ）</u> 29.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 1,061.00	工場事務所等用地	<u>（ ）</u>	資材置場	<u>（ ）</u> 49.00
				樹園地	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	公用公共用施設用地	<u>（ ）</u> 2,002.37	駐車場	<u>（ ）</u> 1,012.00
				採草放牧地	<u>（ ）</u>	<u>（ ）</u>	<u>（ ）</u>	<u>（ ）</u>	<u>（ ）</u>	<u>（ ）</u>	一般住宅	<u>（ ）</u>	その他	<u>（ ）</u> 16,631.00
				混牧林地							農家住宅	<u>（ ）</u>		
				農業用施設用地							集落介在農地等	<u>（ ）</u>		
				計	<u>（ ）</u> 19,694.37	<u>（ ）</u> 2,002.37	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 0.00	<u>（ ）</u> 17,692.00	耕作不適地	<u>（ ）</u>	計	<u>（ ）</u> 19,694.37

注) 「理由」欄は，農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること。
変更後の農地区分は次のとおり略記すること。（例：甲種農地＝甲，第1種農地＝1，第2種農地＝2，第3種農地＝3）
基盤整備済の農地等については，「合計」及び「理由別面積」欄に内数で（ ）書きすること。